令和７年度第 12 回契約事務審査会　議事要旨

１　日　　時　　令和８年３月 27 日（金）１１：００～１２：００

２　場　　所　　中央区役所会議室

３　出 席 者　　区長、副区長、総務課長、区政企画担当課長、総務課長代理、（事務局）総務課担当係長、係員

４　議　　題

① ミナミエリアにおける環境課題改善方策検討調査業務委託
プロポーザル方式を採用する契約について

② 令和８年度　とんぼりリバーウォーク（遊歩道）警備業務委託
特名随意契約について

③ 令和８年度　とんぼりリバーウォーク等清掃業務委託
特名随意契約について

④ 令和６年度契約事務手続きについて
・検査事務手続
・随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表
・特定少額契約

⑤ 令和８年度予算執行における随意契約について（包括審議）

５　議事要旨

① ミナミエリアにおける環境課題改善方策検討調査業務委託について担当より説明があり、公募型プロポーザル方式の採用及び事業者の選定基準・選定委員等について承認した。

② 令和８年度　とんぼりリバーウォーク（遊歩道）警備業務委について、担当より説明があり、特名随意契約とすることを承認した。

③ 令和８年度　とんぼりリバーウォーク等清掃業務委について、担当より説明があり、特名随意契約とすることを承認した。

④　契約事務手続きについて、随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表、特定少額契約及び検査事務手続について担当より説明があり、契約の事務手続きが適正に行われていることを確認した。

⑤ 令和8年度予算執行における随意契約について(包括審議)

・地方自治法施行令第 167 条の２第１項第１号にかかる随意契約のうち指名型比較見積による契約、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２,５号にかかる特名随意契約について、契約相手方の選定方法及び選定理由等を包括審議し承認した。これにより、中央区役所契約事務審査会開催要綱第２条第３項第１項に基づき、これらと同種の個々の案件が発生した場合、当該案件については審査会で審議したものとみなし、個々の審議を省略することとした。

・令和８年度における予定価格５万円以下の少額特名随意契約について、契約相手方の選定方法等の手続きを審議し決定した。これにより、中央区役所契約事務審査会開催要綱第２条第３項５号に基づき、少額特名随意契約（特定少額契約）を採用する個々の契約については以後審議を省略することとした。